

承認第2号

専決処分の承認について

新宿区特別区税条例の一部を改正する件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおりその処置について報告し、承認を求める。

令和8年6月10日

提出者 新宿区長 吉住 健一



新宿区告示第 2 0 2 号

専決処分について

新宿区議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため新宿区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり処分した。

令和 8 年 3 月 3 1 日

新宿区長 吉住 健一

1 議決すべき事件

新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）の一部を改正する件

2 処分した日

令和 8 年 3 月 31 日

3 理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に新宿区特別区税条例の一部を改正しこれを施行するに当たり、新宿区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 37 条第 1 項中「、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」を削り、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によつて」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 37 条の 2 第 1 項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 37 条の 4 から第 37 条の 9 までを削る。

第 38 条（見出しを含む。）、第 39 条（見出しを含む。）、第 40 条（見出しを含む。）及び第 42 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 43 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「規則で定める」を「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による」に改め、同条第 2 項中「規則で定める」を「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による」に改め、同条第 3 項中「規則で定める」を「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動

機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による」に改める。

第 44 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 45 条第 2 項中「第 37 条第 3 項ただし書」を「第 37 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 9 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 46 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 46 条の 2 の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第 3 条の 2 の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第 3 条の 2 削除

付則第 3 条の 3 に見出しとして「（区民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改め、「場合（」の次に「同法第 41 条第 1 項に規定する」を加え、「平成 11 年から平成 18 年まで又は」を削り、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改め、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないとき」を削り、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

付則第 4 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、付則第 3 条の 2 第 1 項」を削る。

付則第 5 条の 3 から第 5 条の 7 までを削る。

付則第 6 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改め、「の種別割」を削り、同条第 5 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び第 7 項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 7 項及び第 8 項を削る。

付則第 7 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「、第 5 項又は第 7 項」を「又は第 5 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

付則第 8 条第 3 項第 2 号、第 9 条第 3 項第 2 号及び第 10 条第 3 項第 2 号中「、付則第 3 条の 2 第 1 項」を削る。

付則第 11 条第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第 12 条第 5 項第 2 号、第 13 条第 2 項第 2 号及び第 14 条第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条第 1 項、付則第 3 条の 2 第 1 項及び付則第 3 条の 3 第 1 項」を「並びに付則第 3 条第 1 項及び第 3 条の 3 第 1 項」に改める。

付則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 14 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 3 条の 2 第 1 項」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第 3 条の 3 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改

める部分に限る。)及び次条第1項の規定 令和9年1月1日
(2) 付則第11条の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)及び次条第2項の規定 令和10年1月1日

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の新宿区特別区税条例付則第3条の3の規定は、特別区民税(以下「区民税」という。)の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場

合については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の新宿区特別区税条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の新宿区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(新宿区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 新宿区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年新宿区条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「の種別割」を削る。